

『認可地縁団体標準規約』（例）

〇〇町会・自治会規約〈会則〉

第1章 総 則 【規約の名称に自治法上の制限はありません】

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、交通安全
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (7) その他会の目的達成に必要なこと

(名称)

第2条 本会は、〇〇町会・自治会と称する。【団体の名称に自治法上の制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限がある場合は、その制限に従います】

(区域)

第3条 本会の区域は、川口市〇〇町（その他、大字〇〇等）のうち、別表△に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

〇〇町（その他、大字〇〇等）の全域

〇〇町△丁目△番（△号）～△番（△号）【地図を添付する方が良いです】

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、川口市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。【「本会の事務所は、代表者の自宅に置く」という表現も可能です】

〇〇町会会館 【この表現にすれば、町会・自治会長交替時の規約の変更が不要です】

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人全てとする。【年齢、性別、国籍等の条件を定めることは認められません】

2 本会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(会費)

第6条 会員が納入する会費は、総会において別に定める。

(入退会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

3 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(会員の権利・義務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 本会の各種事業に参加する権利

(2) 規約に基づく役員選挙権及び被選挙権

(3) 本会の運営について、自由に意見を発表する権利

2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 会費を納入する義務

(2) 規約に基づく諸会議に出席する義務

(3) 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従う義務

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 理 事 〇名

(4) 会 計 ○名

(5) 班 長 ○名

(6) 監 事 ○名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会長の命を受けて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。

4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、本会の資産及び会計事務を処理する。

5 班長は、班員と役員会との連絡に当たる。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。【役員任期については、自治法上特に定めはありません】

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選出に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。【5分の1と異なる割合も可能ですが、臨時総会の招集が困難となるような場合は、避けたほうが良いです】

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。【「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です】

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。【通常の過半数よりも多くすることも可能です】

(総会の決議)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。【特に定めがなければこちらの項目は不要です】

(1) ○○○○○○○○○

(2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

【議事録を作成する必要があることを規約に定めておく必要があります】

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5条 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) その他の収入
- (5) 別表△に掲げる資産

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の4分の3以上の決議を要する。【4分の3以上が望ましいですが、それ以上であれば任意に定めることも可能です】

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会長は事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。【会計年度の定め方については特に制限はありません】

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、川口市長の認可を受けなければ変更することができない。【認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り変更することができます。4分の3以上であれば、任意に定めることも可能です】

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20に規定する事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 許可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務の支障のない限り、閲覧することができる。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(経過措置)

3 この規約の施行に伴う経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。

別表△

土 地	宅 地	△△平方米
建 物	延床面積	△△平方米